

**令和8年度  
広野町入札参加資格審査申請書類提出要領**

- 1 受付期間 令和8年2月2日（金）から令和8年2月27日（金）まで
- 2 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 提出方法 送付による受付（郵送・宅配等）  
※持参による受付はいたしません。  
※令和8年2月27日（金）の消印があるものまで受付します。  
※封筒表面に「入札参加資格申請」と記載してください。
- 4 提出先 〒979-0402  
福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35番地  
広野町役場 総務課財政管財係  
TEL 0240-27-2111 FAX 0240-27-4167
- 5 入札参加資格  
次に掲げる基準に該当する方は、入札参加資格がありません。  
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者  
(2) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者  
(3) 工事又は製造の請負（工事に係る建設資材の販売を含む。以下同じ）、物品の買入その他（工事に係る建設資材の販売を除く。以下同じ。）の契約に關して不正の行為をし、又は正当な理由なくして不完全な履行をし、若しくは履行をしないため指名競争入札に係る入札参加資格の取消しの通知を受けた場合において、当該通知の日から2年を経過していない者  
(4) 工事又は製造の請負、物品の買入その他の契約に關して保証をした者が故意にその義務を免れた場合において、その事実のあった日から2年を経過していない者  
(5) 資格の審査に関する申請書、その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者  
(6) 工事の請負契約にあっては、工事の種別に応じ、審査基準日（指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査の基準となる日をいう。）の直前2年の営業年度において完成工事高のない者  
※審査基準日 申請する年の1月1日（令和6年1月1日）
- 6 登録の有効期間 令和8年6月1日から令和9年5月31日まで
- 7 入札参加資格審査申請書及びその添付書類  
(1) 町独自様式 + 添付書類をA4版ファイルに綴じたもの 1部  
(A4版ファイルの表紙及び背表紙には「入札参加資格審査申請書（〇〇）」及び「会社名」を記入してください。)  
(2) 町独自様式に必要事項を入力したCD-ROM等 1枚

8 提出書類について( ○は必須、△は該当する場合のみ提出 )

No.	提出書類	工事	測量等	物品等	備考
1	入札参加資格申請書チェックリスト	○	○	○	・町独自様式
2	入札参加資格申請書	○ 様式①-1 様式①-2	○ 様式①-1 様式①-2 様式①-3	○ 様式 1-① 様式 1-② 様式 1-③	・町独自様式
3	業態調書	○ 様式②	○ 様式②		・町独自様式
4	外注費計算表	△			・町独自様式(町内に本社を有する業者のみ)
5	工事安全成績及び労働福祉の状況調書	△			・町独自様式(町内に本社を有する業者のみ)
6	委任状兼使用印鑑届	△	△	△	・町独自様式(営業所等に権限をあらかじめ委任する場合)
7	営業所一覧表		△	△	・町独自様式(営業所等に権限をあらかじめ委任する場合)
8	総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書(写し)	○			
9	履歴事項全部証明書・登記簿謄本(写し)		○	○	・個人の場合は身分証明書
10	納税証明書(国税)(写し)	○	○	○	・法人税(個人の場合は所得税)及び消費税について未納がないことの証明書
11	納税証明書(町税)(写し)	△	△	△	・町内に事業所がある場合には法人町民税(個人の場合は個人町民税)及び固定資産税について未納がないことの証明書
12	建設業許可証明書(写し)	○			
13	工事(業務)経歴書	○	○		・任意様式 ・直前2年度分
14	技術者経歴書	○	○		
15	財務諸表類		○	○	・直前1年度分
16	登録証明書等(写し)		○	○	・営業に關し、法律上必要とする登録証明書等 ・物品等については、代理店及び取扱店となっている場合はその旨の証明書。また、その他営業の内容、能力等を示す必要がある場合はその調書
17	返信用封筒またはハガキ	△	△	△	・受付票の返送が必要な場合は切手を貼付した返信用封筒またはハガキを同封

## 留意点

- ※ 書類はA4版ファイルに上の表の順に綴じて提出してください。なお、広野町ホームページに掲載している申請様式（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・役務提供等）をダウンロードして内容を入力したCD等1枚も合わせて提出してください。
- ※ 資格審査の対象となる経営事項審査について  
経営事項審査は、申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、定期受付の申請書類の提出期間の終了日、令和8年2月27日の1年7月前まで、つまり令和6年7月31日以降の決算日を審査基準日とするものでなければなりません。また、前記の条件を満たす経営事項審査の申請が総合評定値（P）の審査を申請していることが要件となります。
- ※ 受付票について  
受付票の返送が必要な場合は110円の切手を貼った返信用封筒を同封してください。  
各業者の独自様式の受付票の返送を希望される場合は、希望に応じた方法により返送いたします。